

統計研究参考資料

No. 1

国際統計制度 — 1 —

(翻 訳)

1976年11月

法政大学

日本統計研究所

目 次

日本統計研究所『統計研究参考資料』の発刊にあたって……………	(1)
訳 者 解 説……………	(2)
国際統計の責任と組織：国際連合	
（国連統計局『国際統計の手引き』第一部第1章）……………	(5)
A 制度的枠組み……………	(5)
B 政府間機関……………	(7)
1 統計委員会の位置と役割……………	(7)
2 地域統計家会議……………	(12)
C 統計事業……………	(16)
1 国連統計局……………	(16)
2 地域委員会の統計部……………	(23)
3 他の統計事業……………	(26)
脚 注……………	(29)
附属資料	
1の① 『手引き』目次……………	(30)
② 『手引き』序言……………	(33)
③ 『手引き』各部の説明ノート……………	(36)
2 H. Campion「国連統計委員会について」（1952年カナダの 『統計組織に関する国連国際セミナー』参加報告要旨）……………	(39)

日本統計研究所『統計研究参考資料』 の発刊にあたって

今日、わが国において統計と統計制度をめぐる提起されている問題は数多い。国の統計資料体系全体の再編成が新SNAないしポスト新SNAとして論議にのぼり、「社会」統計への関心が高まっている。こういった方向を技術的に支えるものとして統計の作成、加工、貯蔵、検索の場でのコンピューターの利用も焦点の問題である。しかしこれらの動向はとくに地方統計の貧困に象徴されるように、社会経済の実情を正しくとらえるもの、また国民本位の統計作成、利用に充分資するものであろうか。そして国の統計体系の大がかりな統計再編の構想の一方で、統計作成の現場においては、被調査者への過重負担、プライバシー問題等でいわゆる「調査環境の悪化」が進み、新しい統計資料の獲得はもちろん、統計の精度の維持が以前にまして困難になってきている。こういった事態の中では、国民的な統計教育の内容と在り方も問われざるを得ないであろう。

活動を再開した日本統計研究所は、研究課題の重点の一つを、統計制度の再検討におき、1976年3月に『日本統計研究所研究所報No1』を発刊した。『研究所報』は、統計制度を中心に、統計に関する主要な問題、さらには統計による日本経済・社会の現実分析などについて論文、ノートを中心に今後も定期的に発行していく予定である。と同時に、研究所では、これらの研究課題との関係で、とくに外国の統計事情、研究動向など注目すべき資料を収集・公表していくことを必要と考えた。ここに『日本統計研究所、統計研究参考資料』を発刊する所以である。

すでに『研究所報』発行の際に述べたとおり、日本統計研究所の活動は、法政大学の研究員のみではなく、広く法政大学内外の研究者と中央、地方の現場の統計家のご協力を得ておし進めていきたいと考えている。『所報No1』発行の際のアンケートには多くのご協力を得、今後の活動の貴重な参考にさせていただいている。今後も各種のご意見、ご協力をいただければ幸いである。

1976年11月

法政大学日本統計研究所 喜多克己

訳者解説

日本統計研究所「統計研究参考資料No.1」として、ここに翻訳紹介するのは、国際連合「国際統計の手引き」(United Nations "Statistical Office, "DIRECTORY OF INTERNATIONAL STATISTICS", Statistical Papers Series M. No. 56, Sales No. E.75.XVII.11 pp. 296, (1975)の第一部、国際統計事業の第I章とこれに関連する若干の附属資料である。そこで以下、この「手引き」について、訳出部分である第一部第I章に関して、また附属資料について少し説明を加えておこう。

1. 国際連合統計局「国際統計の手引き」の内容については、まず**附属資料1**の①に収録した目次を参照していただきたい。296ページにわたる「手引き」は、第一部、国際統計事業、第二部、国際統計系列、第三部、国際統計標準、第四部、国際統計のコンピュータ化、という全4部からなっている。各部の内容についての簡単な説明が「説明ノート」として各部の冒頭に与えられている。そこで**附属資料1**の③に収録しておいた。この「手引き」の成立経過・目的については、その序言に一定程度与えられているので、**附属資料1**の②に収録しておいた。これら附属資料を参照すればわかるとおり、要するに、国際統計を整備する必要が強くなっている中で、その整備事業の主要な一環として、あしかけ6年にわたる準備を経てこの「手引き」は成立している。第一部は国連を中心とする国際統計機関のしくみ、相互関係、活動内容についての説明であり、第二部は、テーマごとに整理された国際統計資料の一覧表であり、資料を提供している機関、出版物名等も添えられている。第三部には、これら統計資料の基礎概念を与える国際的レベルでの統計概念、標準、勧告が列挙されており、第四部には、国際統計資料を、コンピュータに貯蔵する作業が現在急速におしすすめられている事態を反映して、国際機関の所有コンピュータと統計資料のコンピュータへの貯蔵状況が与えられている。このうち第二部と第三部の内容に相当するものは、以前に、Statistical Papers, Series Mで個別に出版されている。すなわちそれぞれ、"A List of Statistical Series Collected by International Organization" (pp. 56) Statistical Papers Series M. No. 11, 1951 (revised 1955), と "Directory of International Standards for Statistics" (pp. 19), Statistical Papers Series M. No. 19, 1955 (revised 1960) である。しかしこの「手引き」の第二部、第三部は、国際統計資料のその後の発展を反映して、それぞれより豊富なものとなっている。これに第一部、第四部が加えられて1冊の書物となっているわけであるから、この「手引き」はやはり国際統計に関しての集大成的案内書として最重要のものといえるであろう。

2. このうちわれわれがとくに注目しているのは、国際統計制度について説明した第一部である。第2次大戦後とくに統計の国際比較可能性の増大と各国統計体系の整備をめざしての、国連を中心とする諸機関による国際統計活動の各国統計への働きかけ、影響がとくに大きくなり、日本についていえば、逆にこの国際統計の動向に一定の影響を与え、とくにアジア地域においては、統計「先進」国として諸国に影響力をもつにいたっている。こういった事態の中では、国際統計活動がどういった機関によって、どのように進められているのか、すなわち国際統計制度を理解しておくことが重要である。ところで、この国際統計制度について総括的に説明を与える試みはこれまで乏しかったのではあるまいか。国連を中心とする各機関が、それぞれ発行する統計年報、ないしマニュアル、テクニカル・ガイド等に付されている解説、各国政府統計機関の統計誌、あるいは研究者の論文等で個別的にふれられてきたにとどまるように思われる。ここでこの『手引き』の第一部は、国連機関（第1章）、国連専門機関（第2章）の統計事業の概要を制度的枠組みとともにとりあげ、諸機関相互の調整活動（第3章）、技術援助（第4章）をとりあげ、さらに国連以外の主要国際統計機関の活動（第5章）を一括して説明している。もとよりこの説明はあくまで概略的なものにとどまるものではあるが、国際統計活動の制度的側面の概略をとらえるためには有効なものといえる。

3. この『統計研究参考資料Ⅵ1』で訳出したのは、第一部の第1章である。ひきつづき『Ⅵ2』において第一部の残りの章を紹介する予定である。この第1章は一読すればわかるとおり、序章的に、国際統計機関全体に言及しつつ、主として国連統計委員会、国連統計局、地域経済委員会ごとの地域統計家会議をとりあげている。日本統計研究所では、これら機関ごとの各定例会期の状況と発行文献のリスト整理に一部着手しつつある。

『Ⅵ1』で紹介した機関との関連で、附属資料2として、1952年の『統計組織に関する国連国際セミナー』の際に「国際統計体系の機構」というテーマに参加したH. Campionの報告要旨「国連統計委員会について」を訳出紹介した。『研究所報Ⅵ1』で紹介した同じくW. R. Leonardの「国際連合諸機関の統計業務について」とともに参照されたい。

なお、『Ⅵ1』でとりあげた機関に関してわが国で論じたものとしては少ないなかで次のものがある。

後 藤 憲 章 「国際連合の統計活動について」経済統計研究会『統計学』1号
1955. 6

北川豊・島崎尚美 「国際統計の動き」、『統計学』13号 1964. 10

大 泉 悦 郎 『国連出版物について——国連の統計活動を中心にして』（統計参考

資料 ㉔33) アジア経済研究所 1968. 10

大 泉 悦 郎 「国際機関相互間における統計活動の問題」, 『アジア経済』
1969. 4

同 「国連データ・バンクの機能と日本における利用可能性」, 『統計情
報』 Vol. 19. ㉔12 1970. 10

三 浦 由 己 「国連アフリカ経済委員会 (E C A) の統計活動概観」, 助川編『ア
フリカの統計事情』アジア経済研究所 1971. 4

外務省国際連合局社会課『国連経済社会理事会の機能委員会』 1969.

この他に行政管理庁統計主幹『統計情報』が各期統計委員会の模様を伝えているほか、国
連統計機構についても、いくつか報告している。(Vol. 5 - ㉔6, Vol. 6 - ㉔8,
Vol. 12 - ㉔2, Vol. 14 - ㉔8, 9, 10, Vol. 18 - ㉔11等)。

4. この『統計研究参考資料㉔1』は、法政大学経済学部、伊藤陽一、森博美が担当して、
訳出し、解説を加えた。
5. 原文のイタリック部分は、訳文ではゴシックとした。ただし、地域経済委員会の統計会
議を、The Conference としている部分(とくにBの2)では、一時的な会合をふくめて
の会議と区別するために、原文にはないゴシックをあてた。なお国連の機構および活動の
詳細部分については、わが国では必ずしも定訳はない。この点で訳出の不適切な部分につ
いては改めて行きたいと考えているので、忌憚のないご指摘をいただきたい。

統計責任と組織；国際連合

A 制度的枠組み

この書物でひんばんに使われる「国連システム」ということばは次のもの、すなわち国連事務局、国連機関（U. N. bodies）、専門機関、国際原子力機関（IAEA）と関税と貿易に関する一般協定（GATT）をふくむ。国連事務局は事務総長ないしその代理人、事務局の諸部局、地域経済委員会、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連工業開発機関（UNIDO）そして国連環境計画（UNEP）からなっている。

国連機関（U. N. bodies）は国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）、国連避難民高等弁務官（UNHCR）、国連訓練調査研修所（UNITAR）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、国連社会開発調査協会（UNRISD）、国連社会防衛研究協会（UNSDRI）をふくむ。さらにここには二つの共同計画、すなわち世界食糧計画（国連とFAOの共同計画）と蛋白質諮問グループ（国連、UNICEF、FAO、WHO、IBRD等の共同）がふくまれる。

憲章の第57条と第63条の下に、国連と関係をもっている12の専門機関がある。それらは、国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国際民間航空機構（ICAO）、世界保健機関（WHO）、国際復興開発銀行（IBRD）、国際開発協会（IDA）、国際金融公社（IFC）、国際通貨基金（IMF）、万国郵便連合（UPU）、国際電気通信連合（ITU）、世界気象機関（WMO）、政府間海事協議機関（IMCO）、世界知的所有権機関（WIPO）である。専門機関とともに、国連との間に別の関係をもつ二つの機関がある。国際原子力機関（IAEA）は、その活動の性格からして、経済社会理事会よりも総会を通じて国連に関係しているし、また安全保障理事会とも関係をもつ。関税と貿易に関する一般協定も、形式的には専門機関の一つではないが、それらとともにリストされる組織の一つである。とりあげた機関のすべてが国際統計活動との関連では非常に重要とはいえないにしても、大部分はある程度かかわりを持ち、したがってかなりの程度まで分散があるといえる。この分散がどの程度であるかを理解するには、よく「集中型」あるいは「分散型」と特徴づけられる国の制度から類推して考えてみるとよい。集中型の場合には、国全体についての総合的な社会経済統計の枠組みを編成し運営することについて、単一の中央統計機関が責任をもつ。分散型の場合には、国のレベルでい

いくつかの部局が自らの分野の統計を収集し、集計し、発表することに責任をもつ。このような制度の下では、ふつう、いくつかの部局、集団あるいは委員会に、その国内部の統計活動を調整するための一定の責任が負わされる。当然、これらの概念は相対的にすぎない。実際には、統計制度は一つのスペクトルを形成しているとみてよく、その中での権限や責任の集中の程度によって、一つの制度の位置が決まるのである。統計制度は、ある程度まで幅の広い群に分類されうる。しかし統計制度のスペクトルは色彩スペクトルに似てごくわずかに互に変わっていく隣りあう群として特徴づけられる。とはいえ意味をもち認定可能なのは次の四つの大きなグループであると思われる。

タイプA. 主題別に分散し、最小限の調整を伴う統計制度

タイプB. 主題別に分散しているが、一つの調整機関をもつ統計制度

タイプC. 一般的な統計に関しての一つの大きな作業局と一つの調整機関をもつ統計制度

タイプD. 統計について責任をもつ単一の部門をもつ統計制度

主題別に分散して最小限の調整を伴う統計制度（タイプA）にあっては、いくつもの部局が各自の分野において統計の収集、集計、発表について個別に責任を負う。さらに国の統計の全領域を監視する何らかの部局、グループないしは委員会があるが、これらは調整のための政策を実施するための強い権能も十分な資金ももっていないのがふつうである。当然それは勧告以上の力をもたない、とはいえ種々の統計単位（statistical unit）の間の連結ないしは結合の要因を提供する。

主題別に分散しているが一つの調整機関をもつ統計制度（タイプB）は、何らかの部局、グループないしは委員会が統計活動の調整について責任と何らかの権限をもつものである。各部局は自らの関わる特定の領域においては綿密な注意を払い、また専門化し、その関心と資力に応じて統計の見地からみて発展するのである。調整機関は諸々の部局の間での大きな矛盾や重複を除去し、重要でありながら無視されている分野において効率的に資料の生産を促進するであろう。

一般的な統計に関しての一つの大きな作業部局と一つの調整機関をもつ統計制度（タイプC）は次の考え、すなわち、ある統計は一つの行政部門の活動からえられ、あるいはそのために用意され、その部門にとって特別な利害と重要性をもつものに対し、他の統計は一つの部門の作業から作られるのではなく、いくつかの目的に対しても社会全体に対しても役立つ、という考えにもとづいている。大きな統計局の責任は多様でありうるが、このタイプの統計制度の本質的特徴の一つは、統計作業の重要な分野のいくつかは、独立の部門の責任として残るということである。何らかの大きな統計局は、一定の主要な統計分野について、そして

他の統計単位に対して一定の業務を供給する点について責任をもつうえに、しばしば、すべての統計を調整することにも責任を負っている。この調整機能は、ときには、一つの部局ではなしに審議会や委員会のような諮問機関におかれていることもある。

統計について責任をもつ単一の部門をもつ統計制度（タイプD）においては、単一の中央の統計業務が社会全体の社会・経済活動のすべての面にわたる統計情報を収集し、集計し、公表する。

これら統計制度の四つのタイプは国についての取合わせであるが、この分類は現在の国際統計制度の評価にも適用してよい。

国際統計制度は、国連以外の組織をふくめた全体としては、タイプAに似ているようである。国連家族内部で動いている制度はタイプCに近い。しかし国におけると国際的な場との間の大変重要なちがいは強調されるべきである。国の統計制度は、そのタイプはどうかであろうとも、それは一つの国、すなわち一つの特定の社会に役立つものである。この点において国のすべての統計業務は、その構造にかかわらず類似している。いうまでもなく、これは国際統計制度にはあてはまらない。例えば厳密に地域をベースに行なわれている国際統計業務がある。他方で国連システムの統計業務は単一の世界社会に役立つという段階に近づいている。しかし、その構成員がちがうために、国連システムの内部においてさえ、種々の機関の統計業務が直接役立つとする「諸社会」の構成員に一定のちがいが残っている。この結果、調整され総合された国際統計計画をなし遂げるうえで必要な、制度的、組織的見地は複雑な性格になる。多種の国際統計活動や計画を調べる際には、国連システムの内部における権限、機能、一般的管理調整を考慮に入れるべきである。

本章の以下の諸節と次章の諸節は、国連システム内部の諸機関の一般的機能と各機関の統計責任の全体を示す。このことは各機関の統計作業が各機関の基本的目的と密接に関連し、そしてそれに規定されているので、必要なのである。

B 政府間機関

1. 統計委員会の位置と役割

国連統計委員会及び他の国連機関の権限と活動を分析するに先だって、その意思決定の序列—この中で統計作業もなされるのであるから—を考慮しておくことが必要である。

統計活動はそれ自体が目的なのではない。統計作業は行政的ないしは財政的制度の一部

といえるが、より一般的には、経済、社会問題を理解し、それら領域において開発計画を作成するための一つの道具である。本節で考察されるのはこれらの機能である。

国連憲章の第55条は、諸国間の安定と福利の諸条件をつくりだすとの見地から次の点を規定している。「国連は、(a) 一層高い生活水準、完全雇用、経済的及び社会的進歩と発展の諸条件、(b) 国際的な経済、社会、健康と関連する諸問題の解決、を促進する」。これらの諸機能を遂行する最終責任は総会にあるのだが、憲章は経済社会理事会の創設にむけて次の点を規定した。すなわち経済社会理事会は「経済的、社会的、文化的……そして関連する国際的諸事項に関して研究及び報告を行ない、あるいは発議し、これらの事項に関して総会、国連加盟国、関係する専門機関に対して勧告をすることができる。理事会はその権限に属する事項について総会に提出するための条約案を作成することができる」（第62条）。つまり、この理事会（現在の構成員数は52名）は、総会の権限の下に、国連の経済的、社会的活動に関して責任をもっている。

経済社会理事会はその仕事を次のような補助機関を通じて行なっている。すなわち5つの地域委員会（ヨーロッパ、アジアと極東、ラテンアメリカ、アフリカ、西アジアの各委員会）、7つの機能委員会（統計委員会、人口委員会、社会開発委員会、人権委員会、婦人の地位委員会、麻薬委員会、多国籍企業委員会）そしていくつかの常設委員会である。この補助機関に加えて、関連するいくつかの機関がある（とくに国連児童基金の管理委員会、国連開発計画の理事会）。

国連の統計活動は、理事会と事務総長の両方に助言する統計委員会の指導の下に行なわれる。この委員会の準備会は1946年にひらかれ、第1会期は1947年であった。そのすべての会期の日時と場所は後に示す。最初の構成員数は12名であったが1951年に15名、1962年に18名、1967年に24名に増えた。それにしても最も小さな機能委員会である。この委員会の構成員国は次の型によって地理的に公正に分布するよう理事会で選ばれる。

- (a) アフリカ諸国から5名
- (b) アジア諸国から4名
- (c) ラテンアメリカ諸国から4名
- (d) 西ヨーロッパとその他の諸国から7名
- (e) 東ヨーロッパの社会主義諸国から4名

任期は1956年から4年間、それ以前は3年間であった。

その準備会（nuclear session）の勧告にもとづいて統計委員会は創設され、その付託条項は1946年6月21日の経済社会理事会の決議8(III)によって与えられた。かくして理事会

は首尾一貫し、かつ有効な国際統計制度という目的を承認した。委員会のいくつかの勧告は遅れなしに履行された。例えば、国連と専門機関との間の統計の調整のために提案した条項は、国連とある専門機関との間の協定草案（draft agreements）に直ちに具体化された。

次に経済社会理事会の決議 8(I), 8(II)にうたわれている統計委員会の付託条項をかかげる。すなわち、統計委員会は理事会を次の点において援助する。

- (a) 諸国の統計の発展および比較可能性の改善を促進すること。
- (b) 諸専門機関の統計作業を調整すること。
- (c) 事務局の中核統計業務を発展させること。
- (d) 統計情報の収集、解釈および普及に関する一般的諸問題について、国連の諸機構に助言すること。
- (e) 統計および統計方法全般の改善を促進すること。

これらの付託条項をつくる際に準備委員会は以下に引用する一定の重要な考えをいただいていた。

(a) 諸国の統計の発展および比較可能性の改善を促進すること

「この仕事は国連事務局の統計単位との密接な協力の下になされる。それは恒常的な注意を必要とする継続的な機能である……。委員会は国の政府と事務局に対して生じた問題について助言する地位にある……。委員会はまた種々の統計の分野において委員会ないし補助委員会を組織する……。

(b) 諸専門機関の統計作業を調整すること

「委員会は、各々の統計活動の領域を規定するものとして専門機関との間に結んだ協定に関して理事会に対して助言すべきである。……この調整過程は委員会の勧告によって作られた枠内で事務局が行なう処理機能である。委員会は各専門機関の基本的な統計関心を認める一般的プランの採用をめざす。しかしながら専門機関が基本分野で資料を収集するという事は、国連が自らの目的あるいは世界中の統計の改善に必要な限りで、同じ主題分野の統計にかかわる権利を侵害するものではありえない。資料がいくつかの専門機関の仕事にとって基本的である場合には、事務局の統計単位が中心的に資料を収集する用意をするべきである。……専門機関と事務局の間の共同的な調整を容易にするために、委員会は統計調整委員会の創設を勧告する。……

(c) 事務局の中核的統計業務を發展させること

「事務局の統計活動に関する一つの焦点が存在することが必要である。すなわち国連の統計作業は、事務局の他の部局のための仕事を行なっている経済局の統計単位に集中すべきという準備委員会の勧告に、委員会は賛成する。

(d) 統計情報の収集、解釈、普及に関しての一般的諸問題について

国連の諸機構に助言すること

「この機能は、統計委員会が経済社会理事会や事務局の統計単位のみならず国連のあらゆる機関に対して技術的助言機関として役立つということを意味する。

(e) 統計および統計方法全般の改善を促進すること

「この機能は大変広いものであり、収集されるデータの種類、収集の方法、それらを公表する形式に関して単一の標準を促進することを通じて委員会が行なういかなる仕事をも充分カバーすべきものである。この機能は部分的には、必要なときに特別の分野に対して選定される委員会や補助委員会の作業によって果たされる。また改善は事務局が統計事項について国の政府と交渉する日々の仕事を通じてなされる。最も適切で信頼しうる統計と統計方法の採用と利用を継続的に促進することについて、委員会と事務局が積極的な役割を果たすことが必要である。この目的をさらに促進するために統計に⁽¹⁾おける教育、訓練の機会を用意する必要を、委員会は認める。」

準備委員会はまた統計委員会の専門的機能が成功的に遂行されるなら、事務局の中核統計単位が不可避免的に統計情報の国際的センターに發展することに注目した。

1971年には経済社会理事会は、1946年6月21日の決議8(II)によって修正された統計委員会の創設に関する1946年2月16日の決議8(I)を再び肯定し、委員会の先にリストした付託条項をくり返した。理事会のこの新しい決議、1566(L)、の作業についてのパラグラフは、委員会の調整機能の重要性、国際統計の収集、データ処理、普及において総合システムを完成する必要性を強調し、コンピューター利用に関する事項への統計委員会と統計局の関心を認め、発展途上諸国がその統計制度を強化することを援助する活動を求めている。

統計委員会は2年に1回のその会期において、方法的事項とともに組織的事項をもとりあげた。しかしながら、委員会が考察した諸問題は、必ずしもあれかこれかのカテゴリに入るとは限らない。現行の統計標準の改訂のような方法的事項の検討はまた、例えば適切な改訂の時期といった組織的問題の考察をふくむ。逆に国際貿易統計センター

の創設のような組織的処置の考察が、方法的なそしてデータ処理上の技術に関連した討議をふくむ。委員会が基本的な統計事項の討議にさいた時間は組織的諸問題についやした時間よりかなり多い。この一般化には例外が一つあり注目に値する。すなわち最近の二、三の会期において委員会は国際統計活動の調整と計画に多くの時間をさいている。

統計委員会の議題の実質的な項目数は会期ごとにちがうが、どの会期も必ずいくつかの建設的な勧告を行なっている。一般的には、どんなテーマであろうと委員会の協議の最終の生産物は勧告である。これは以前には委員会決議、あるいは経済社会理事会に提出される決議草案の形をとった。草案は理事会による検討の後に、もし承認されたなら国連加盟国かあるいは国連の事務総長かのいずれかにあてられた決議となる。

技術的事項は、はじめは統計委員会の一員である専門家によって検討されるが、予算をとまなう勧告や決議はすべて委員会にはかり、さらに必要な権限をもつ国連の機関の承認をうけなければならない。委員会の諸報告は経済社会理事会の公式記録にふくまれている。

統計委員会の会期

会期回数	日 時 と 場 所	報 告
準 備	1946年5月1日～15日 ハンター カレッジ, ニューヨーク	第1年, 第2回期 p 207 — 224
第1回	1947年1月27日～2月7日 レイク サクセス	第2年, 第4回期 サプルメントNo.6
第2回	1947年8月28日～9月5日 レイク サクセス	第3年, 第6回期 サプルメントNo.3
第3回	1948年4月26日～5月6日 レイク サクセス	第3年, 第7回期 サプルメントNo.5
第4回	1949年4月25日～5月6日 ジュネーヴ	第4年, 第9回期 サプルメントNo.6
第5回	1950年5月8日～17日 レイク サクセス	第5年, 第11会期 サプルメントNo.4
第6回	1951年5月7日～18日 レイク サクセス	第13会期 サプルメントNo.5
第7回	1953年2月2日～13日	第15会期 サプルメントNo.5

	国連本部	
第8回	1954年4月5日～22日 ジュネーヴ	第18会期 サプルメントNo.5
第9回	1956年4月16日～5月2日 国連本部	第22会期 サプルメントNo.7
第10回	1958年4月28日～5月15日 国連本部	第26会期 サプルメントNo.10
第11回	1960年4月20日～5月5日 国連本部	第30会期 サプルメントNo.12
第12回	1962年4月24日～5月10日 国連本部	第34会期 サプルメントNo.13
第13回	1965年4月20日～5月7日 国連本部	第39会期 サプルメントNo.13
第14回	1966年10月10日～20日 ジュネーヴ	第42会期 サプルメントNo.3
第15回	1968年2月26日～3月8日 国連本部	第44会期 サプルメントNo.10
第16回	1970年10月5日～15日 ジュネーヴ	第50会期 サプルメントNo.2
第17回	1972年11月13日～24日 ジュネーヴ	第54会期 サプルメントNo.2
第18回	1974年10月7日～18日 ジュネーヴ	第58会期 サプルメントNo.2

2. 地域統計家会議

地域の統計家会議は各地域内部において、国々の間でより大きな調整を促進する際に中心的な役割を果している。これは、地域の統計データの質を改善するだけでなく、統計的に未発達諸国の技術的な効率を必ず上昇させるはずである。それはまた統計委員会の決定と要求の普及を促進する。したがって、この会議は一方では、統計委員会と各国の統計局との間の、他方では各国の統計局と国連の統計局および地域の統計部門との間のむすびつきのシステムにおける最も有効な要素である。

三つの地域委員会、ヨーロッパ経済委員会（ECE）、アジア、太平洋経済社会委員会（ESCAP）、アフリカ経済委員会（ECA）は地域内部の国家統計局の代表者の会合を招集してきた。米州統計協会（IASI）が地域委員会（ECLA）の創設に先立ってつくられたラテン・アメリカでは、このような会議は作られなかった。IASIの活動についての情報は第V章に用意されている。

ヨーロッパ統計家会議 ヨーロッパ経済委員会の委託条項は、統計活動について次の小節をふくんでいる。すなわち、

「1. ヨーロッパ経済委員会は……(c) 委員会が適当と考える経済的、技術的そして統計的な情報の収集、評価と普及を企画し、支援する」(E/ECE/778/Rev.1, para. 1)

この責任に応えるために、委員会はヨーロッパ統計家の地域会議を召集した。経済社会理事会は、その第11会期に、各国統計機関の代表者間の会議が奨励され促進されるべきことを要請した。その結果、1953年の6月15日から19日までジュネーブで開かれたヨーロッパ統計家の第3回地域会議への参加者たちは、国連の賛助の下に、以後継続機関として集ることに同意した。それらがヨーロッパ統計家会議として知られることになる。会議の目的は次のとおり規定されている。

[(i) 国連の統計委員会、専門機関や他のしかるべき機関の勧告を考慮しつつ、各国の統計とそれらの国際比較可能性を増大させること。

(ii) 概念と定義の大きな統一を促し、各国の統計局への負担を最小のものとするために、国際諸機関のヨーロッパにおける統計活動の綿密な調整を促進すること。]

(E/CN.3/CONF.3/1 (E/ECE/167) appendix C. p. 1)

会議の付託条項はその活動について次のように述べている。

(i) なされるべき研究に関して適当な国の機関ないし国際機関と打合わせするか、あるいはその目的を達成するための作業隊あるいは他のグループを自ら設立すること。

(ii) 国家機関あるいは国際機関が用意した作業に関する報告や研究を調べ、それらの実践への適用を考えること。

(iii) 質問票の準備をふくめて、その統計活動について、国際機関の統計局との関係を維持すること。

(iv) その諸決定を国家の統計局と国際諸機関が利用可能なものにすること。

(v) 国家の統計局によってなされた研究結果と得られた経験の交換を留意すること。

(vi) ヨーロッパ諸国における国際勧告の履行を再吟味すること。(E/CN.3/CONF.3/1 (E/ECE/167) appendix C. p. 2)

会議はE C Eの仕事に参加している諸国の中央統計局長一ないしは同等の地位の官吏から構成されている。会議の本会議は毎年開かれる。会議は1人の議長と3人の副議長を任期2年で選ぶ。これらの幹事は会議の本会議の間に必要に応じて会合をもつ事務局を構成する。会議はまた必要なときに作業グループそして専門家グループを設立する。会議の本会議と他の会合にはE C Eの統計部門が仕え、国連の統計局の代表者は本会議とそのサブグループのより重要な会議に定期的に出席する。

会議は統計委員会とE C Eからの支援の下に作業する。会議は統計委員会による国際統計標準の発展に貢献し、それらの標準についてのヨーロッパでの協議—ここでは地域的な要求が特に考慮されるのだが—のための討論会を用意する。それはとくに地域的な性格の計画を、E C Eの作業計画の統計的側面をとくに考慮して作成している。会議はその年次会期やその他の会議において、E C Eの通常の統計作業を再検討する。会議は、その各年次の会期において再検討され、改訂される5カ年期間の作業計画を基礎にして動いている。与えられた1年の作業計画はその年間で優先度の高いプロジェクトをふくんでいる。ヨーロッパ統計家会議の作業についての何らかの知識は1972～73年の間になされた二三の活動を調べることによってえられるであろう。

国民勘定の分野においては、会議は改訂システムの一層の発展、とくに1973年3月にそれをめぐって会合のあった価格と数量システムについての作業を続けた。貸借対照表と再評価勘定についての会議は国際的ガイドラインについての改訂提案を論じた。会議はまた8カ国が参加している所得の相対的分布の国際比較、を後援している。

会議は、人口、マンパワー及び社会統計のシステムを開発する作業への参加を続けている。保健統計についての非公式的会合は(W H Oとともに)1972年12月に開かれ、保険のサブシステムについての種々の見地を論じた。移民統計の会合は1973年の後半に開かれ、外国移民の統計についての改訂標準の草案と内国移民の統計についてのガイドラインについて考察した。社会指標についての会合も開かれた。

1972年から73年の間に会合が開かれたその他の主題は、次のとおりである。すなわち外国貿易についてのS I T CとC M E A分類の間の照応手引き、農業統計のプログラム(F A Oと農業問題についてのE C E委員会とともに)、科学技術統計(U N E S C Oとともに)、環境研究と政策として電子計算機のデータ・プロセッシングについての統計、である。1973年の6月に開かれた会議の第21回本会議との関連で、商品とサービスの分類の分野での調整の諸問題を討議するために国際諸機関との協議がなされた。

(3)

アジア統計家会議 1957年にアジア統計家会議は常設機関として創設された。1957年以前には4回の地域統計家会議が開かれた。1957年に第5回の地域統計家会議がアジア統計

家会議の第1回会期として再構成された。各国の中央統計局長及び（あるいは）他の適当な統計官吏によって構成されているこの会議は、規則的で継続的な基礎にたつてその作業計画を組織できる常設機関としての役割をもつ。この会議の付託条項は会議が次の諸点に責任をもつものとしている。

- (a) 国際勧告の枠組みの中でその地域に適用可能な統計標準を発展させること。
- (b) 統計の質を改善し新しい技術を適用すること。
- (c) アジア諸国の間での統計作業と方法についての情報交換を調整すること。
- (d) 参加諸国にとって最大限有効であり、同時に地域的、国際的比較可能性を用意する特殊な統計的計画を発展させること。
- (e) 統計についての既存の国際勧告を実施するために活動すること。
- (f) 国連技術援助管理局（現在では技術協力局）及び専門機関と協力してその地域の諸国の政府が指名した者に対しての統計の訓練、とくにサンプリングとセンサスの方法に重きをおいての訓練、について調整すること（E/CN.11/456（E/CN.11/ASTAT/CONF.1/3）, para. 74）

アジア統計家会議は、この地域の大部分の国において、統計の急速な発展の際のボトルネックは充分訓練された統計家の不足であるという事実に特別な注意を払ってきた。会議はその第3回と第4回の会期において、統計発展の計画の中で、訓練には高い優先順位が与えられること、そして初級と中級レベルの統計家の訓練に重点をおくことを勧告した。会議の勧告によって、1963年に技術援助計画の下に訓練のための地域顧問が指名され、この地域の諸国を訪問し、訓練計画の編成について助言した。事務局は **A Manual on Training of Statistical Personnel at the Primary and Intermediate Levels** とその **Supplement** を、それらの国の訓練計画を援助するために発刊した。

会議の他の勧告にしたがって、アジア統計協会が1969年に東京で設立され、上級の統計家たちに統計の専門的訓練をし、統計方法の研究を行うこととなった。会議はまたデータ処理の訓練のための地域の設備をつくるべきとする提案を支持した。

会議の指導の下に、専門家のグループが時に応じて設立され、特殊問題を研究し、会議において検討するために勧告を作成した。そういったグループは次の分野で組織された。サンプリング（1959年）、資本形成（1959年）、統計訓練（1966年）、国民勘定（1965、1966、1967、1968、1969、1970年）、児童と青年についての統計（1967、1968年）、建設統計（1970年）、物価と数量（1970年）。またセミナーや講習会も次の分野で組織された。工業統計（1961、1967年）、経済社会発展のための基本統計（1961年）、住宅統計と計画（1963年）、国民勘定（1964年）、人口と住宅センサス（1964、1965、1967

年), サンプルング (1965年), 住民登録と人口動態統計 (1968年), 商業統計 (1966年), 児童と青年についての統計 (1969年), 計画のための統計 (1969年 1972年), 工業基本調査 (1971年), 社会統計 (1971年)。

会議は, 統計委員会が討議した他の種々のテーマにもかなりの注目を払った。とくに改訂 SNA の実行についてもそうであった。

アフリカ統計家会議 アフリカ経済委員会 (ECA) は, その第1回会期において, ヨーロッパとアジアの会議をモデルにし, 統計発展の長期計画を優先的かつ継続的に遂行する責任を負うものとして, アフリカ統計家会議を設立することを決めた。アフリカ統計家会議の第1回会期は1959年にアジスアベバで開かれた。会議はすべてのアフリカ諸国に対して, 強力な統計開発の5カ年計画を準備し実行することを要求する計画に賛成した。そのとき以来, 統計事業の組織における実質的改善, この地域での統計データの準備, そして統計家の訓練が記録されてきている。にも拘らず, アフリカの統計事業を改善するためになすべきことは多く残されている。これはECAの統計部門とともに国連の統計局の援助をうけて, アフリカに関係する統計データの流れの改善に努力しているアフリカ統計家会議の主要な問題である。

C 統計事業

本章の前2節では国際統計活動に関連する全般的な制度的枠組みと政府間管理機関について述べた。本節は上に述べた政府間機関に奉仕し, 一般的には統計活動を遂行する責任を担っている事務局の活動をとりあげる。

1 国連統計局

経済社会理事会は統計委員会の付託条項を規定したとき (1946年6月21日に採用された決議8(II)), 事務局の統計単位を発展させる方法をも示した。

「事務局内の統計部門を組織する際に, 事務総長は統計委員会の次の点に関する勧告をとくに考慮することを求められている。すなわち,

- (a) 国連の事務局内に中枢統計単位を組織すること。
- (b) 参加国政府, 専門機関その他から統計を収集し, 分析し評価すること。
- (c) 統計の公表。
- (d) 専門機関の統計活動を調整すること。

- (e) 統計一般の発展と改善を促進すること。
- (f) 統計のための国際的センターを維持すること。
- (g) 統計研究、統計資料の提出、分析と発表についての計画に関して各国政府との密接な接触と調整の維持。統計資料の提出とそれらの発表は関係する政府の同意を得て行なわれる。

そのうえ、理事会は特に1971年5月の決議1566(L)において「国連システムの中でコンピューターの利用に関連する事柄への統計委員会と統計局の関心」を認めた。

これらの条項に照応して、国連の統計局の基本的機能の一つは、国家統計の発展と国際比較可能性の改善を促進することである。この機能は次の点によって実施される。(a)標準を設定すること、それらの標準の採用と適用を促進するための手引き書を発行すること、(b)統計の収集、集計、利用に関する各国及び国際的な経験と見解を交換する手段として、刊行物や記録の発行と作業グループ、セミナーや他の会合を準備すること、(c)各国の統計事業を組織し改善することを援助する顧問を派遣すること、(d)統計家の訓練、これをとくに訓練された統計家が非常に不足している統計上の低開発国においておこなうこと

もう一つの基本的機能は、各分野において、データが国際的ならびに国内的利用の両方において容易に利用できるように、統計の収集、編集、分析、評価と発行のための一つの国際センターとして役だつことである。このことは定期的な刊行物と特別要覧(ad hoc compendia)を公けにすること、データの種々の加工がユーザーの必要に応じてなされうるように国際コンピューター・センターのテープにデータを保持することによって達成される。絶えず増大するデータへの需要は、国連の国際的、地域的そして専門機関だけではなく、諸問題を評価しその政策を決定しようとする個々の国の需要でもある。

国連の統計局は統計の刊行物に関しての中心機関として認められており、専門機関はその各々の関連の分野内での統計の発表に責任を負っている。統計の出版物についての責任の分担は諸機関の間の関係についての協定に従い、そしてそれら種々の専門的な作業上の必要を反映するものである。国連の統計局はそれらの活動すべてにわたっての調整について特別な責任をもち、ここで次の点が特に重要とされる。すなわち、

- (a) 各国の機関に対して不必要な報告を荷すことを避けること。
- (b) 統計標準と諸方法の調整。

各国機関への重複した要求を避けることは、うまく調整された制度にとっては基本的なこととされている。各国機関に不必要な報告を荷することは、費用が高くつくだけでなく、統計の求めに対して全般的な反発をつくりだすことになる。しかしこれは、種々の統計デー

タが一つ以上の刊行物にあらわれないということではなく、回答者が同じ情報をくりかえし用意する負担を負わないということである。実際に、統計は利用のために作られており、この利用は広い普及と比較分析の目的のために種々の他の系列と並置した形でのデータの表示に依存する。したがっていくつかの統計系列がいくつかの刊行物に重複して掲載されるということはしばしば必要である。例えば、いくつかの刊行物は人口と国の面積についてのデータを含む。このことは若干の追加的印刷費用を要するのであるが、それらのデータを唯一つの刊行物にしか示さないことによる不便は、どのような可能な資金上の節約による価値とも釣り合わない。かくしてあるデータを二重に発表することは、それが政府に対しての不必要な要求をふくまないかぎり、正当なものである。

国連システム内部での統計刊行物に対する協力的調整の範囲は、過去と現在のあらゆるそういった協定について詳細に記述するよりも、調整のタイプを示すことでよりよく記述されよう。種々の機関の統計事業は、必要なときにはいつでも、実用的である限り、それら機関の集めたデータを他の機関の刊行物にふくめるために提供する。例えば、国連の統計局が発行する統計年鑑（Statistical Yearbook）はあれこれの専門機関がそのためにデータを提供するいくつかの表をふくんでいる。世界保健統計年報（World Health Statistics Annual）は面積と人口そして国連の調査票、一このコピーを統計局はWHOに送っている一からえられた人口動態統計をふくんでいる。類似の調整は他の刊行物についても存在する。

共同的調整のもう一つのタイプは、国連とくに世界貿易・関連統計部（ITRSB）によるコンピューター印刷の提供に関連する。UNCTADは貿易と開発の両方に対するその責任によって、これらのデータを利用している。またITRSBは、FAOに対して、商品貿易統計（Commodity Trade Statistics）の機械印刷だけでなく、とくに1965年から年次データに対して用意された補足表を提供することに同意した。これらの資料はCTSには示されていない10万ドル以下の価格の商品の出荷の完全な列を、5桁のコードとともにリストしている。FAOとITRSBとの間でむすばれたこの協定によって、FAOが以前には加盟諸国に送っていた調査票の大部分を無しで済ますことが可能になった。

統計局がその計画を遂行するにあたって利用可能な資金に関して、1973年には統計局のために常設職は140あった。次の表はレベルごと、資金の源泉ごとの内訳を示している。

常設職、レベルと財源別一覧表（1973）

レベル	統計局		計
	通常予算	予算外の他の財源	
専門職以上	55	14	69
一般職	64	7	71
合計	119	21	140

統計局予算は下のとおり要約できる。

財源別統計予算 1000 米ドル

統 計 局	
作 業 計 画	\$ 3, 806
予算外の他の財源	407
通 常 予 算	2, 441
合 計	\$ 6. 654

(出所) 総会公式記録, 第28会期, サブルメントNo.6

第三部, 7節 表7~10

統計局が遂行する活動に関しては、総会がその第28会期にあたって、1974~75年の2年間についての予算計画の中で承認した統計計画にもとずいて述べるのが最善であろう。(6)

1974~1975年の統計計画は、国家統計の発展と、国際開発戦略とくに関係してデータの国際比較可能性とを促進することにむけられている。このことは、第2次国連開発10カ年間の経済と社会の発展を監視し、評価し、診断する目的のためにデータを要求することによって、統計計画に重い責任を課すものである。もう一つの基本的機能は開発途上国の国家統計事業の改善と強化を狙いとした技術的協力活動を維持することである。統計計画は安全保障理事会、拠出金委員会、そして国連事務局の単位が必要とする特別な統計を提供することをふくむ。

予算計画に述べられている1974~75年の統計プログラムの主要な目的は次のとおりである。

経済的先進国諸国の増大する要求への奉仕をゆるめることなく、発展途上諸国の統計要求に対して過去よりもより完全に應える方向に活動を移すこと。

経済成長、人口成長、社会的平等、環境と他の主要な社会的諸事項とそれらの相互関係を研究するうえで必要な情報の範囲を拡大し促進させること。

前以て計画されたものだけでなく、予期していなかった表及びクロス分類を、速やかかつ柔軟に検索することを可能にするコンピューター化された情報の貯蔵システムの中へ、収集されたデータを移すこと、そして国際統計のコンピューター化されたカタログ及び矛盾のない国際データ・バンクの発展を促進すること。

集められたデータの質と首尾一貫性を調査すること及び分析と意思決定における利用の

ためにデータを改善する手続を発展させること。

計画の成果について大衆に広く知らせること、

共同計画—とくに社会及び環境の分野の一についての専門機関や他の国際機関との、協力について新しいイニシアティブとること。

統計局は三つの主題事項の部門; すなわち経済統計(貿易を除く)、世界貿易関連統計、社会・人口統計の各部門と; 一つの純粋に機能的な部門—標準及びシステム部門、そして主題事項と機能の部門が結合した—外交関係と普及の部門; そして三つの中枢の単位、すなわち内部の調整・計画単位、システム開発・計画単位、および技術協力単位をふくむ管理局からなっている。局の仕事の分担は次のとおりである。

管理局 管理局の仕事は国連の統計事業の有効性と効率性を促進し、調整され統一性のある国際統計計画の発展を促進するよう企画される。この目的に向けて、優先順位及び活動は発展途上国及び先進国の統計要求に適應するように配置される。

さらに次の活動に重点がおかれている。すなわち(1)情報の速やかな検索のために総合的なコンピューター化された統計貯蔵システムを発展させること、及びシステムアナリシスとコンピュータープログラミングを調整すること、(2)刊行物や他の成果を作り出す活動の流れを調整し、監視し、評価すること、そして用いられている諸統計や分類が相互に一貫性をもつことを保障すること、(3)種々の分野で、統計の質と一貫性を評価する手続きを発展させ、分析や他の利用のために統計を改善すること、(4)社会・人口統計や関連する経済統計の内的相互関係の研究を促進する統計計画や分析的表現を発展させること、(5)共同計画について専門機関や他の国際機関との協力を促進すること、(6)統計における技術協力計画の作成において発展途上諸国に対し援助を提供すること。

現事務局の最近の業績には統計局の定期刊行物を検討することもふくまれている。また、統計局の刊行物にコンピューター技術を適用する点においてかなりの進歩があった。すなわち**世界工業の成長**(Growth of World Industry)の第I巻は現在ではコンピューターによるシステムを用いて作られており、この手引き(Directory)もそうである。そのうえ、技術協力における連絡は、統計局の独立部門と、この計画の遂行に責任を負う行政や作業部門との間の継続した基礎にたって与えられる。

渉外・普及部 この部門は次の活動を予定している、すなわち、(1)国連の統計計画の調整をすすめること、(2)第2期国連発展10年計画の間の、経済・社会発展を監視し、評価し、診断する目的で統計を集め、集計するための計画を発展させること、(3)各国および国際的なデータを一般的統計要覧に集め、公けにすることと国連の内外で統計の利用を拡大す

ること、(4)経済・社会統計の総合化された国際的なコンピューター化カタログとデータバンクを促進すること、(5)事後的調整の目的及び購買力と粗国内生産の国際比較のために、価格と支出のデータを集め、集計し、分析すること、(6)政府間や諸機関の間の会合に仕えること。

この部の最近の業績の例としては、統計委員会、国際統計計画と調整についての作業グループ、そして統計活動についてのACCのサブ委員会のために記録を用意したこととサービスを提供したことがある。これは次のような記録の用意をふくむ。『国際統計計画、1975～1979年』(E/CN.3/444)と『統計における技術援助、1975～1979年』(E/CN.3/446)、統計年報(Statistical Yearbook)と統計月報(Monthly Bulletin of Statistics)の定期的刊行、事後的調整のためのおよそ120の生計費指数の年毎の計算、事後の調整についての機関の間の専門委員会(ECTPA)に対する実質的サービス、統計組織についての地域間セミナー(オタワ、カナダ、1973年10月3～12日)に関する準備の調整、国際統計の手引きの準備、国際比較計画のための価格比較の最初の段階の達成。

システム・標準部 この部門の作業は次の点を狙いとしている。すなわち、(1)経済社会勘定を導入し、改善し、拡張し、補足/1あるいは関連統計システムを支持する点において諸政府とくに発展途上国の政府を援助すること、(2)とくに発展途上国の必要と諸事情に重きをおいて、経済と社会の発展や諸問題を計画し、評価し、診断する目的のために基本諸統計を収集し、集計し、利用するためのガイドラインを作成し、マニュアルを準備すること、(3)関連する標準国際分類を発展させること、(4)人口、社会統計のシステムと環境についての諸統計のガイド・ラインを発展させること。

この領域での最近の業績としては次のものがある。投入産出表と分析(Input-Output Tables and Analysis) ⁽⁷⁾ についてのテクニカル・マニュアルを準備したこと、商品とサービスと関連する所得と支出と資本財務に関する国民勘定について、発展途上諸国のために(2部にわたっての)ハンド・ブックの草案を準備したこと。貸借対照表と国民勘定体系(SNA)の制度的単位についての調和勘定に関して、及びこれらのデータと国民経済バランス体系(MPS)を用いている諸国の国富統計との間のリンクとに関して、国際的ガイド・ラインを詳細化したこと、所得の分配、消費、蓄積についての統計における各国の実際について比較研究に関する最終案を完成したことである。その他には、社会人口統計体系(SSDS)の作成と発展、企業の構造と財務活動及び持ち株についての統計の収集、集計、利用における各国の実際についての比較研究、すべての商品とサービスの国際標準分類(ICGS)の第二版の完成と環境統計の発展がある。

経済統計・特別計画部 この部門の活動は次の諸点を目的としている。すなわち(1)工業、

建設、貿易統計の体系を組織し、改善することと、それら統計を国際的に比較可能な基礎に
たつて収集、集計、普及することにおいて諸国、とくに発展途上諸国を援助すること、(2)国
民勘定データ及び指標をコンピューターによって収集し、集計し、発行すること。(3)所得の
分布と消費についてのデータを開発し、組み合わせること、(4)標本調査の方法についての情報、
経験を普及し、サンプリングについてのガイドラインとマニュアルを用意すること、(5)拠出
金委員会と国連の他の諸機関及び諸部門に対して統計業務を提供すること、(6)技術協力活動
に対して実質的な援助を提供すること。

この部門での最近の業績としては**国民勘定統計年報** (Yearbook of National Accounts)
と**世界工業の成長**の定期発行がある。他の継続的活動としては総会の義援金委員会や国連の
他の諸機関に対して実質的な統計サービスを提供したこと、サンプル調査の方法論について
最近の諸問題の**標本調査第12報** (Sample Surveys of Current Interest, Twelfth Report)⁽⁸⁾、
1973年に出版された**標本抽出の手引き、第2巻、標本設計のためのコンピューター・プロ
グラム** (A Short Manual on Sampling. Vol. II, Computer Programmes for Sample
Designs)⁽⁹⁾などの刊行物を用意したことである。さらに『商業とサービスの統計についての
国際勧告案』(E/CN.3/453)という記録も準備された。

世界貿易関連統計部 この部門の活動は次の諸点を目的としている、すなわち、(1)国際的
に比較可能な基本的でありかつ分析可能な外国貿易統計資料を収集、処理し、普及すること、
(2)外国貿易統計に関する概念、定義、分類の方法論に関する標準とガイド・ラインを定式化
すること、(3)関連するエネルギーや輸送その他の統計を作成する際に外国貿易統計を利用す
ること、(4)特別研究を遂行すること、(5)技術協力活動に対して実質的な援助を提供すること。

この部の最近の業績としては、**商品貿易統計** (Commodity Trade Statistics)、**国際貿易
統計年報** (Yearbook of International Trade Statistics)、**世界貿易年報** (World Trade
Annual)と**追補** (Supplement)そして**世界のエネルギー供給** (World Energy Supplies)
の定期的発行と、さらに安保理事会の求めに応じた南ローデシアの貿易に関する統計の提供
がある。最近の発展としては発行されている国際貿易データの拡大とコンピューター化があ
る。第2次国連開発10カ年計画の国際開発戦略に対してエネルギー資料を提供するために**世
界のエネルギー供給、1961～1970年** (World Energy Supplies, 1961-1970)⁽¹⁰⁾と題した
10年間にわたった研究を公刊した。これはこれまでの6回の発行に示していた統計系列を必
要な個所では補いまた改訂したものである。1973年に準備された世界貿易の調和に関する
研究のような世界貿易についての特別研究もまた行なわれた。

人口・社会統計部 この部門の活動は次の諸点を目的としている、すなわち(1)人口と社会
及び関連した環境統計についての基本データを、人口構造、分布、基本的な人口変数(出生率、

死亡率、移民)についての資料をふくめて収集、製表、配布すること、(2)人口と社会及び関連する環境諸条件についてのデータの収集、処理と評価における国際標準をつくり、勧告を進展させること、(3)技術協力活動に対して実質的援助を提供すること。

この部門の最近の業績は人口年鑑(Demographic Yearbook)人口と動態統計報告(Population and Vital Statistics Report)の定期発行と住宅統計要覧、1971年(Compendium of Housing Statistics 1971)⁽¹¹⁾の発行である。その他としては、人口及び住宅センサスの方法についてのハンドブック(Handbook of Population and Housing Census Methods)⁽¹²⁾がある。この書物の計画された6つの部のうちの2つの部は1970年に発行されている。第IV部、人口と住宅センサスの経済の調査、1955~1964年(Survey of Population and Housing Census Experience 1955 - 1964)についての調査、—この第1節は1970年に発行された—と第V部、人口と住宅センサス結果の評価方法(Methods of Evaluating Population and Housing Census Results)とについては作業が継続中である。1973年には人口動態統計システムに対する原則と勧告(Principles and Recommendations for a Vital Statistics System)⁽¹⁴⁾が発行され、移民統計の改善作業が続けられた。また技術援助活動—とくにアフリカセンサスプログラムに関する—に対して多大な資金が配分された。

2 地域委員会の統計部局⁽¹⁵⁾

欧州経済委員会(ECE)と(現在アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)として知られているアジア極東経済委員会(ECAFE)は、1947年に設立された。ラテンアメリカ経済委員会(ECLA)は1948年に、そしてアフリカ経済委員会(ECA)は1958年にそれぞれ設立された。それらの機能を規定した付託条項は類似している。しかし重点のおきかたに違いがあるのは、それぞれが設立されたときの支配的な経済事情が異なるためである。

一般的に言って、地域委員会の統計活動は次のことに向けられている。

- (a) データの地域及び国際間の比較可能性を改善するために世界的な標準を地域に導入し、適用すること。
- (b) 必要なばあいには、関係政府へのさまざまな形の援助の供与を含めて、国家的な統計事業を拡大すること。
- (c) その地域で特に関心もたれているいろいろの方法論、制度、データの加工やその他の技術についての諸問題を討議すること。
- (d) 委員会の全ての加盟国のために、新しい統計的概念や技術に関して、地域の内外で得

られた経験についての情報を普及すること。

(e) 委員会やその機関の構成員に対して経済的調査やその他の研究で利用されるように、統計活動を企画したり、他の一般的性格の統計事業を供与すること。

ヨーロッパ、アジアそしてアフリカでは、地域委員会の統計部は、それぞれの地域統計家会議の事務局の役目を果している。

経済社会理事会は諸地域委員会を創設するにあたり、それぞれに対してその独自の運用規定の作成においても、また主要な活動分野やその資金の集中を規定するさいにもかなりの自由の幅を許した。どの地域委員会にも統計部が設置されたのだが、これら統計部の活動は、地域委員会だけでなく、国連統計委員会が決定する。

地域委員会の統計職員は次表の通りである。

常設職：レベルおよび財源別一覧表（1973年）

地域委員会統計部

区 分	通常予算	予算外の他の財源	合 計
E C E			
専門職以外	13	—	13
一 般 職	17	—	17
合 計	30	—	30
E C A F E ^a			
専門職以上	13	—	13
事 務 職	25	—	25
合 計	38	—	38
E C L A			
専門職以上	15	1	16
事 務 職	27	—	27
合 計	42	1	43
E C A			
専門職以上	13	—	13
事 務 職	30	1	31
合 計	43	1	44

a 現在の E S C A P

出所：総会公式記録，第28会期，サプルメント，No 6，第Ⅲ部 8～11節 表8-7，9-9
10-13， 11-19.

1973年の地域委員会の予算は次の通りである。

財源別の統計部予算（1973年） 単位（1000米ドル）

地 域 委 員 会				
	作 業 計 画	予算外の他の財源	通 常 予 算	合 計
E C E	5	—	487	492
E C A F E ^a	666	—	344	1,010
E C L A	250	24	472	746
E C A	142	19	517	678

a 現在のE S C A P

（出所）総会公式記録，第28会期，サプルメントNo 6 第三部，7節8—11，表8—1，9—1，10—1，11—1。

地域でどのような統計活動が行なわれているかの例をみるために，アフリカ経済委員会(E C A)の例に少し立ち入って説明しておこう。

アフリカにおける統計事業の組織は，1960年代に根本的に改善された。加えて，多くの若い学卒者その他が，統計家としての訓練を受けた。にもかかわらず，アフリカ地域にとって役に立つ統計データがまだ明らかに不足しており，解決されるべき多くの課題が残されている。この地域委員会の統計部の活動は，下に列挙した4つの題目に整理できよう。

統計の発展 この課題は，個々の関係国と協力して，達成された進歩を検討したり，統計計画の進展につれて発生する諸問題を検討することを含んでいる。これはときには地域顧問の派遣に及ぶこともある。さらにE C Aは，いろいろな政府に協力するための一時的に権限を委譲された職員を自らの統計職員として持っている。統計部は，国の統計機関に協力したり，援助を与えるばかりでなく，地域内での統計研修所の設立を援助したり，大学や他の統計機関との活動にも参加する。

アフリカ統計標準の制定 これは，統計的方法の研究や，アフリカ統計の比較可能性を改善する問題のために開かれるセミナーや作業委員会 で使う方法論的資料の準備を含む。それは，統計委員会によって採択された国際標準を，アフリカの事情に適合させるための方法や手段を案出することを含んでいる。

統計的分析 この分野のプロジェクトは，統計データや総合された統計データの分析を伴う。この分析は経済政策や社会政策の準備や企画のための基礎研究となる。例えば，現在アフリカ諸国の購買力平価の研究が行なわれている。他にアフリカ諸国における個人消費支出の型，非貨幣的活動の重要性，アフリカ諸国にとっての交易条件の変化についての研究もなされている。

データの収集と普及。この活動には通常行なわれている統計的データの収集、作成及び配布だけでなく、ある種のデータのコンピューター加工もはいる。

類似の活動は、他の地域でも行なわれている。一般に、地域委員会事務局の統計的機能は、これらの委員会の調査・企画部に役立つデータの単なる収集、分析から、統計を発展させるために国を指導することにまで拡大してきた。会議、セミナー、作業グループなどを組織することによって、事務局は地域内の国家の統計の発展や改善に影響を与えることができるようになってきている。これは一般に、当該地域の必要と条件に合うように適当に調整された国際勧告の実行を含んでいる。

しかしながら、地域の活動にはいくつかの相違点もある。ECLAが設立されたとき、すでに米州統計協会が存在しており、現在もこの地域で独自の活動をしているため、ECLAは地域統計家会議を組織していない。この点で、ECLAの活動は他の地域委員会の活動と異なる。ECLAの統計活動は多少広がりには欠ける。

もうひとつの違いは、ECEの活動に関してである。ECA、ESCAPおよびECLA地域では、統計事業は、統計データの収集、分析とともに、国の統計事業の改善や統計家の養成にも多くの関心を払っている。

ヨーロッパ地域では、経済的先進国が圧倒的に多いため、統計計画は、養成その他の技術的援助に重点をおいてはいない。その課題は、一般的な経済、社会、そして人口の領域や特殊な諸分野との関連で（統計委員会が規定した世界標準の枠内で）、ECE諸国の官庁統計を発展させ、比較可能性の増大をはかることにある。統計計画はまた、ECE地域内の国際的な統計作業の調整をおし進めること、委員会やその主要な補助機関のために行なわれる研究に必要な統計を供給することも目ざしている。

3 他の統計事業

国連の統計事業について述べるには、他の三つの重要な存在にふれなければならない。そのうちの二つは、国連事務局に所属する国連貿易開発会議と国連工業開発機関である。第三の国連開発計画は国連機関のひとつである。

国連貿易開発会議（UNCTAD） 第1回国連貿易開発会議は、1964年春に開かれた1964年12月に総会は、総会の常設機関としてUNCTADの創設を承認した。それは少なくとも4年に1度は会議を開催することとされた。総会の常設機関でありながら、国連非加盟国もその構成員となっている。会議の間の継続性を保つため、貿易開発理事会が設置された。68ヶ国がこれに加盟しており、2年に1度会合が開かれ、経済社会理事会を通して総会に報

告がなされる。理事会は4つの主要な補助機関をもっている。それらは貿易と海運に関係した財貨、製品、貿易外勘定及び金融に関する委員会である。

UNCTADの任務は、国際的な貿易・開発政策の再検討、調整、作成、交渉及び実施にある。この作業計画は、貿易統計、金融統計、国際収支統計の分析、関税および非関税障壁についての統計及び価格についての統計、開発統計（例えば、国民勘定統計や農工業の生産統計）さらに海運、運輸、保険及び技術の譲渡に関するデータを必要とする。

UNCTADは独自の統計事業を行っており、その主たる部分を担当するのは調査部統計課（1973年現在、専門職4人、事務職8人）である。この課は調査部の作業だけでなく他の部の統計作業も援助する。さらに他の6つの部は独自に何人かの統計職員をもっている。統計作業の援助は、ECEとUNCTAD合同データ加工単位によってもなされる。これはパレダシオンに設置された端末機によって、世界保健機関にある国際計算センターのコンピューターを用いて行なわれる。

統計課と計算課は、UNCTAD事務局が行なういろいろな研究や他の活動にたいして一般的な統計上の援助を与えるほかに、理事会に対する事務局の年次あるいは半年ごとの報告のため、また財貨、製品の貿易についての年次報告のためのデータを作成する。商品価格月報（A Monthly Commodity Price Bulletin）は商品部局から発行されている。調査部統計課は国際貿易開発統計便覧（Handbook of International Trade and Development Statistics）の定期的刊行および資料の更新に責任を負っている。統計課は貿易、開発統計の分野での方法論的研究も担当している。

UNCTADは主として統計の利用者であり、独自の統計調査は行っていない。それは使用するデータの大部分を国連統計局から手に入れる。他のデータは、経済協力開発機構（OECD）、ヨーロッパ共同体（EC）の統計局、関税と貿易に関する一般協定（GATT）、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD）などの機関から入手したり、各国の統計資料からぬき出される。これらのデータは磁気テープによって、ますます入手しやすくなってきている。国連貿易統計のばあい、国際計算センターで直接テープにふれることができ、他のばあいもコピーされたテープによって可能となる。

国連工業開発機関（UNIDO） 国連工業開発機関は、国連内部の自治機関として1966年の総会によって設置された。その主要機関は45の構成員からなる工業開発理事会であり、年1回の定期会議がある。総会への報告は、経済社会理事会を通してなされる。UNIDOの目的は、製造業部門に特に重点をおいて発展途上国の工業化を促進し、速めることにある。工業開発理事会は、この機関の目的を達成するために原則や政策を作成し、これらの原則や政策を実行するために提案し、国連の工業開発方式の枠内での活動計画を検討、承認し、こ

の機関の活動を監視するなどの任務を担当している。

UNIDOは非常に多くの種類の工業統計を用いているが独自の統計部をもっているわけではない。UNIDOが使用する統計データの多くは、国連統計局によって集められ、加工されたものである。国連統計局は、1972年には、専門職12人月分を予算からUNIDOに支出した。しかしながら、これらのデータは、世界、とくに発展途上国の工業発展の現状を検討し、分析するために、調査課、工業政策部、企画部が利用する。この結果は国連刊行物として工業開発調査 (Industrial Development Survey) の中に毎年公表されている。

国連開発計画 (UNDP) 国連開発計画は、拡大技術援助計画と国連特別基金とを合併して、開発途上諸国に技術援助を提供する目的で1966年に設立された。援助を受ける側の政府及び他の国連家族と協力して、UNDPは訓練、研究そして他の機関を強化するためのプロジェクトを実行し、早期に投資決定するために計画される資源調査と実行可能性の研究を行なう。UNDPの活動は、加盟国政府からの拠出誓約によって賄われている。

UNDPとその前身の両機関が与えてきた技術援助は、増加の一途をたどり、1959年から1972年までの間におよそ20億ドルにのぼる。1972年だけをとっても、UNDPからのプロジェクトへの支出は、2億7,400万ドルにのぼった。UNDPからの援助資金は、大部分受け入れ国によって、現金と現物とに適切に配分される。1972年末で、7,000以上のプロジェクトが遂行中であった。

UNDPの理事会は、各開発途上国ごとに1972年から1976年の間に各国が使用することのできる計画資金を示す計画数値を承認した。開発途上国政府は、国連システムと共同して、利用可能な資金の充用計画を部門ごとに詳細に規定した国の計画を作成した。

当初から、UNDPはかなりの数の国及び地域の統計プロジェクトや計画に資金援助を与えてきた。これらのプロジェクトの中には、いろいろな統計の分野における訓練計画、現在行なわれている国の統計事業を確立することや強化することが含まれている。国の統計を改善し、統計データを収集、加工、普及するうえでのよりよい制度を作り出すためにいろいろなプロジェクト探究されてきた。UNDPは、国の統計のコンピューター化のためにはわずかしか資金援助をしていない。

UNDPは、所属の管理情報サービス部 (MIS) を通してその計画のいろいろな側面についての統計を公表している。それらのデータは、もともとはUNDP内部及びその理事会に所属する部局で使うために作られている。しかしながら、この情報がひとたび公表されれば、国連家族諸機関の内外を問わず、その他の関心をもっている人々にも利用可能となる。このデータは、プロジェクトの予算や支出、国の計画データ、その分野で活動している専門家、資金をうけた団体および投資の遂行報告といった事柄を網羅している。MISによって

編集される統計は、UNDPの計画の内容だけでなく、その過去の傾向をもわれわれに教えてくれる。

脚 注

- 1 社会経済理事会第2会期公式記録，サプメント3，統計委員会報告，第II章，15—20節。
- 2 アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）という名称は，1974年8月1日の経済社会理事会の決議1895（LVII）に従ってアジア極東経済委員会（ECAFE）という名称から変更されたものである。
- 3 アジア極東経済委員会（現在のアジア太平洋経済社会委員会）は，1974年4月5日の決議143（XXX）において，その機構の合理化の際にアジア統計家会議に代えて，統計についての委員会を創設した。
- 4 国連刊行物，セールスナンバー，64．II．F．8．
- 5 国連刊行物，セールスナンバー63 II，F，8
- 6 総会公式記録，第28会期，サプメント 6 第III部第7節パラグラフ7.61—7.88
- 7 国連刊行物，セールスナンバー，E．73．XVII．11
- 8 国連刊行物，セールスナンバー，E．73．XVII．5
- 9 国連刊行物，セールスナンバー，E．73．XVII．8
- 10 国連刊行物，セールスナンバー，E．73．XVII．2
- 11 国連刊行物，セールスナンバー，E．F．73．XVII．4
- 12 第III部は住宅センサスのテーマと製表（国連刊行物，セールスナンバー，E．70．XVII．6）
そして第VI部は人口と住宅センサスとの関連でのサンプリング（国連刊行物，セールスナンバー，E．70．XVII．9）
- 13 国連刊行物，セールスナンバー，E．70．XVII．7
- 14 国連刊行物，セールスナンバー，E．73．XVII．9
- 15 ベイルートで数年間にわたって機能してきた小さな地域社会局が1963年に経済社会部の国連ベイルート経済社会局（UNESOB）として知られている特別の組織に改組された。1972年には準統計局部員が最初に配置されて小統計単位が創立された。経済社会理事会はその1878会期において1818（LV）を採択し，これによって西アジア経済委員会（ECWA）が創設された。それは国連ベイルート経済社会局を合同して，1974年1月から動きはじめた。統計におけるUNESOBの仕事をECWAが継続し拡大していくものと考えられる。この節の資料としては1973年までのものが用意されたので，地域委員会の統計部の検討は当時存在した4つに限定されている。

附属資料 1 の①

目 次

	ページ
序 言	vii
第一部 国際統計事業	
説明ノート	3
第 I 章 統計責任と組織：国際連合	5
A 制度的枠組み	5
B 政府間機関	6
C 統計事業	11
第 II 章 統計責任と組織：諸専門機関，関税と貿易に関する一般協定（GATT）	19
A 国際労働機関（ILO）	19
B 国連食糧農業機関（FAO）	20
C 国連教育科学文化機関（UNESCO）	22
D 国際民間航空機関（ICAO）	24
E 世界保健機関（WHO）	25
F 国際復興開発銀行（IBRD）／国際開発協会（IDA）／国際金融公社（IFC）	26
G 国際通貨基金（IMF）	27
H 万国郵便連合（UPU）	28
I 国際電気通信連合（ITU）	28
J 関税と貿易に関する一般協定（GATT）	29
第 III 章 国連システム内部の調整	31
A 全般的調整の配置	31
B 統計活動の調整	32
第 IV 章 統計における技術援助	37
A 国連の活動	38
B 機関の間の調整	39
C 最近の傾向と支出	39
D 援助を得るための手続き	41

第V章 国連システム外の国際組織による統計活動	43
A 相互経済援助会議 (CMEA)	43
B 経済協力開発機構 (OECD)	45
C ヨーロッパ共同体の統計局 (SOEC)	48
D 米州統計協会 (IASI)	52
脚注	55

第二部 国際統計系列

説明ノート	59
第I章 技術的ノート	61
A 分類	61
B 統計系列	61
C データベース	62
D 様式	63
E この刊行物がとりあげた範囲と限界	63
F 集成物	63
G 将来の作業	63
第II章 国際統計系列のリスト	65
A 目次	65
B 略号	66
C 統計系列	68
第III章 現在の刊行物の目録と解説	187
A 国連	187
B 国際労働機関 (ILO)	191
C 国連食糧農業機関 (FAO)	191
D 国連教育科学文化機関 (UNESCO)	193
E 国際民間航空機関 (ICAO)	194
F 世界保健機関 (WHO)	195
G 国際復興開発銀行 (IBRD)	195
H 国際通貨基金 (IMF)	195
I 万国郵便連合 (UPU)	196
J 共同出版物	196

第三部 国際統計標準

説明ノート	199
第I章 技術的ノート	201
第II章 国際標準, 概念, 定義, 勧告のリスト	203
第III章 方法論的出版物の目録と解説	233
A 国連	233
B 国際労働機構 (ILO)	243
C 国連・食糧農業機関 (FAO)	248
D 国連教育科学文化機関 (UNESCO)	255
E 国際民間航空機関 (ICAO)	258
F 世界保健機構 (WHO)	258
G 国際通貨基金 (IMF)	261
H 万国郵便連合 (UPU)	262
脚注	263

第四部 コンピューター化された国際統計

説明ノート	267
第I章 経済・社会統計のデータベースの目録	269
A 目録の全体的結果	269
B テーマごとのデータベース	270
C 組織ごとのデータベース	270
D データベースの技術的解説	277
E 組織ごとのデータの利用可能性	288
第II章 コンピューター装置	289
A 装置のリスト	289
B 国際コンピューターセンター (ICC)	290
第III章 機関間のコンピューターの調整	293
附録 住所	295

附 属 資 料 の ②

序 言

この手引きが、その案内役になろうとしている複雑な国際統計制度は、120年以上にもわたって発展してきた。国際統計活動は1853年にロンドンで開かれた第1回万国統計会議に始まったといつてよい。ここでアドルフ・ケトレーは次のように宣言した。「この会議は統計学に新しい時期をひらくであろう。統計学は、年上の他の諸科学と同じ局面、すなわち、共通語をもち、研究作業に統一性と正確性をとり入れることの必要性を理解した局面に入るのである。われわれは、自らの高貴な使命を成功的になしとげることができるし、われわれもまた、科学の前進と人間性の大義に対して貢献することができるのである」。この会議の結論の一つは、各国が中央統計委員会を設立すべきことであった。そして各国の統計委員会は万国会議に所属する。会議の特別な任務は、相異なる国々で発表される統計を比較可能にすることであった。

1870年代に万国統計会議が解散した後は、1885年に設立された国際統計協会が、国際統計の焦点として発展した。第1次世界大戦の後には、国際連盟が国際統計の収集と普及にたづさわる主要機関になった。

進歩は速くはなかったが、一つの伝統がつくられた。この伝統にしたがって、ある

国の統計家は他の国の彼らの仲間と論文や出版物を交換したのであったし、今日では、ほとんどの国の統計局が外国の統計事業による統計出版物を収集している。1919年から1939年にかけての時期には、国際的な努力によってかなりの進歩があった。しかし、第2次世界大戦ののちに、国際連合がそれらの活動の中心になるまでは、国際統計を進展させる強い推進力はなかった。そして、各国間の経済的相互依存が現実のものとなったこと、国民経済と世界経済の両者を形づくる基礎の力の性格を理解する必要、それとともに経済発展という目的にむけてともに行動しようとする各国の意思とが、この過程を速めた。この結果、実際にはすべての国が国連の統計局、専門機関および統計委員会とつながりをもつ統計局をつくった。この整備は、先見の明のあった1853年の会議への参加者たちを満足させることは確かであろう。この関係を通じて、方法、概念、定義そして分類についての国際的勧告が継続して実施されているのである。

現在、国際統計の整備が特に重要なのは、二つの主たる理由による。何よりもまず、経済、社会現象の分析において統計の役割がますます認められるようになったことがある。一国が他の国の統計や種々の配列の国際統計から入手することができるようになるにつれて、国際統計機関は国際的に承認された統計標準を提供するようますます要求されるにいたった。この統計標準は、

国の資料の比較が可能になるように改善するために、そして世界の合計と諸国に関して種々のグルーピングごとの合計を示す、より広い範囲にわたる経済と社会の資料を用意するために必要なのである。これらの合計数の中での一国の構成部分が、生産、人口、所得等についての各国の位置を示す。統計は、各国の、経済と社会状態についての外生変数を確認し測定すること、それとともに国際制度の内部での討論や同意のために役だつこと、を要求されている。第二に、発展途上諸国が統計の分野で自らの能力を強化するために、統計の技術援助を要請する数が大巾に増えてきたことがある。国際統計機関は、発展途上国が資料を収集し普及することを助ける方法論的な出版物を用意すること、そして人口センサスや国民勘定そしてデータ処理技術などの多くの分野において専門家を提供することを通じて、多くの発展途上国が統計作業を改善し拡大することを助けている。先に述べたとおり、この手引きは、このかなり複雑な国際統計制度へのガイドブックとして役立つものである。

国際的な統計努力の大きさは1973年に国連システムだけで統計活動に3000万USドル以上を投入しており、その半分以上が統計の技術的援助に直接あてられているという事実をもって特徴づけうる。さらに経済協力開発機構や相互経済援助会議等といった組織によって統計のために多くの資金が投じられている。70年代そして80年代の20年間に

国際統計情報への需要が減少するというとはありそうにない。幸いにも現代のコンピュータ技術の応用によって予想される需要に応える努力も容易になるであろう。しかしながら、統計利用のためにより高度なコンピュータを備え付けることが唯一の答なのではない。さらに、国際統計についての協同作業の水準を高めるためにあらゆる関係者の共同の努力が必要なのである。この努力は国連システムだけではなく他の国際機関や政府もかかわるものである。この手引きは一般的なガイドブックとして役立つことを期待されているのだが、さらに国際統計制度全体を見渡した案内役となる義務を負っている国連の統計委員会の勧告にしたがって、国際協力下の努力を激励し促進することを望まれている。

これと関連して、国連の経済社会理事会が統計委員会の第15会期（1968年）の勧告にもとづいて決議1306（X L I V）を採択したことにふれなくてはならない。この決議は、諸国際統計計画の間に思慮深くバランスをとることを、種々の主題に照応させることの強調と、国連とその専門機関の統計における地域的活動との両方を考慮に入れて、狙ったものである。この決議は特に、国連の事務総長に対して専門機関の執行部と協力することを要請して次のように述べている。すなわち「長期計画に基き総合化され、調整された国際統計計画の発展を確かなものとするためにその準備をすすめるべきこと……これによって、先進国

でも発展途上国でも、国の統計制度を効率的なものにすることとともに、国際的なレベルで資金を効果的に使用することに貢献すべきこと」。

統計委員会は国際統計活動の長期計画のためには次の二つの主要な手段が用いられるべきとみていた。すなわち、

(a) 委員会の各会期に、選択された広い統計政策の対象の見地から主要な統計計画をリストした簡明で政策に対応した提案。

(b) 国連システム内の統計事業の機構、責任、機能についての十分な情報をふくみ、各機関が作っている統計系列と採用されている統計標準との両方によって示された現在作られている国際統計についてのリストをふくむ国際統計の手引き。

より多くの情報に対する要求に応えるために、この手引きは、領域が限定されているが同じ性格をもついくつかの以前の刊行物から発展してきたものなのである。国際機関の作成する統計系列のリスト (A List of Statistical Series Collected by International Organizations)⁽¹⁾は1951年に国連の統計局が発行し、その改訂版は1955年に出された。⁽²⁾これらリストは通常の方法で用意されたものであったのに対し、この手引きのための尨大にふえたリストの準備にあたっては、コンピューターの利用が可能となった。これはリストの準備を容易にただけでなく、広いカバレッジを維持することを可能にした。もう一つの先行した文献は国連統計局が1955年に、その改訂版

は1960年に刊行した **統計の国際標準の手引き** (Directory of International Standards for Statistics)⁽³⁾⁽⁴⁾である。

今回の手引きの一般的概略については、国連統計局と専門機関の統計事業についての代表者達が1969年10月8日、9日にジュネーブでの会議に検討した。参加者たちはこの計画された書物を作成するのに必要な資料を用意することに同意した。国連の統計局はこの手引きの草案を用意し、これを他の諸機関に提出し、吟味と論評を求めた。それらの論評にもとづいて改善されたものが用意され、1973年の春に二度目の批評をうけた。この手引きは1973年の改訂にもとづいて用意されたものであるが、第四部に関しては1974年を通じてひきつづき最新のものにされた。この手引きのための資料はすべて、この目的のために作られたコンピューター・ファイルの中に読み込まれ、このファイルを利用してこの手引きは用意されたのである。この手引きは機械による読みが可能な形で保持されているので、本文、リストないしは索引の変更や更新は非常に簡単に行ないうるものとなっている。編集責任は、国連の統計委員会にあるが、この手引きはあるあらゆる関係機関の本当に協同の努力のたまものである。

この手引きにふくまれている情報は全般的には1973年のものである。しかしこの手引きの4つの部の各々の冒頭にある説明ノートないしその他の該当個所にも示したとおり、データが多少とも最近のものである

場合もある。

この手引きは、一般的には国際統計の利用者に直接関連する情報をふくむことを目的とし、特殊的には国際統計の総合的長期計画を調整し作成するものとして企画された。したがって、包括の度合いにおいては若干の限界がある。例えば、第一部は国連システム内部の専門機関のすべてについて、また実施されているあらゆる統計活動についてのことごとくの情報をふくむものではない。また国連システムの外部の統計業務に関しては内容のある統計活動を行なっているほんのわずかの機関だけが第一部でとりあげられているにとどまる。

本書の利用者からのコメントを編集者は歓迎する。これによってこのガイドブックがさらに改善されることを期待するものである。

<脚注>

- (1) ST/STAT/SER.M/11
- (2) United Nations publication, Sales No.55. XVII. 6
- (3) United Nations publication, Sales No.55. XVII. 4
- (4) United Nations publication, Sales No.60. XVII. 5

附属資料1の③

説明ノート

第一部

手引きのこの部は、主として国際連合シ

ステムの諸機関の統計事業に焦点を合わせている。叙述は種々の機関の統計活動のほかに、統計事業がその中で行なわれているかなり複雑な制度的枠組み、それら諸活動と職員の配置に関する管理機関、運営費、そして他の組織に関する情報にも及ぶ。国連の統計委員会のような種々の統計機関の付託条項も示されている。国際統計活動の調整や統計の技術援助のためのとり決めをふくめて、関連諸機関の間の相互関係も論じられる。

第一の狙いは、国連システムの内部で行なわれている統計事業を全体にわたって描写することである。この論評においては国連統計制度が種々のタイプの各国統計制度と対比される。そして国際統計制度の三つの異なった構成部分が論評される。最初に国連の管理機関の機構と機能が吟味され、統計委員会のほか三つの地域統計家会議の役割も論じられる。第二に国連の統計事業が検討され、これにひきつづいて各専門機関とガットの統計責任と統計事業がそれぞれ吟味される。次に調整のための法的枠組み、種々の調整機関と調整の諸形態が論じられ、さらに統計における技術援助活動がえがかれる。また第一部では、国連家族の機関ではないが、実質的に国際統計に貢献している相互経済援助会議（CMEA）、経済協力開発機構（OECD）の統計活動、ヨーロッパ共同体の統計局（SOEC）、米州統計協会（IASI）の統計活動についても簡単に叙述されている。

第 二 部

手引きのこの部は国際統計制度の産物の重要な部分、すなわち国連システムの諸機関が定期的に提供する統計資料、についての詳細な描写をふくむ。

各々の統計系列に関して次の情報を示す記入事項が与えられている。すなわち、問題の系列の名称、これを提供している国際統計機関の名称、これを掲載している出版物の名称、その系列の頻度、またその系列を機械が読むことのできる形になっている場合にはそのデータベースの番号。

系列は主題ごとにリストされている。系列のリストの目次は利用者が特別に関心をもっている主題の領域への案内となるように準備されている。この系列のリストに使われている略語は目次の次にある。定期的に統計を提供する定期刊行物についての簡単な叙述と文献照会が系列リストの次にある。

手引きのこの部は大部分が1973年までのものである。

第 三 部

手引きの第一部では国際統計事業について述べ、第二部では国連システムの内部の諸機関が作成している統計系列のリストを示したが、この第三部では国際統計の方法についての情報をとりあげる。国際的な資

料の価値と質とは大きくその作成方法に依存しているので、これは最も重要な要素である。

国際的統計の概念、標準、勧告は、実際のところすべての場合、一対をなす目標を達成するように設計されている。これらの勧告が履行されるなら、各国でより信頼性をもち比較の可能な統計資料が作成されるはずである。さらにこの国際比較可能性がより大きければ、資料の、世界全体あるいは地域についての集計が容易になる。これらの理由によって、統計委員会は、その発足以来このかた統計の内的並びに外延的な比較可能性を高めることの重要性に関心をもち続けてきた。

統計方法に関する情報は二章にわかれている。第I章には、概念、分類、標準、勧告のアルファベット順のリストを、それが掲載されている方法論についての刊行物の参照とともにのせてある。第II章では方法論についての刊行物自体の、包括的で簡潔な文献目録が与えられる。

大部分の情報が1973年までのものである。

第 四 部

国際統計の過去10年間の最も重要な発展の一つは、国連システム内でのコンピューターの利用の増大である。コンピューター技術の応用は、経済及び社会分野においてはほんの10年前には実行しえなかった種類の研究や分析を可能にした。これに判って、国連の多くの部局また専門機関において、統

計活動、調査、分析の再調整が行なわれつつある。さらに、コンピューターの利用によってより包括的で速やかな報告の作成が可能となり、行政的作業の効率が増大した。

国連システムの中でのコンピューター活動と調整を全体的に論評することは統計の手引きとしてのこの刊行物の範囲をはるかにこえる。したがってのここでの論議は経済と社会についての統計のデータベースの目録（第Ⅰ章）、それら国際諸機関が使用するコンピューターの構成をふくめてのコンピューターの設備のリスト（第Ⅱ章）、および機関の間でのコンピューターの調整についての論議（第Ⅲ章）に限定されている。

手引きのこの部でとりあげられている情報は、先の諸部、とくに国際的な統計系列のリストをふくむ第二部を補足するものである。しかし、これは、国際統計における機関の調整についての叙述をふくむ第一部と国際統計の方法と標準を扱っている第三部とも関連している。与えられている情報の大部分は1975年までのものである。

附属資料 2

国連統計委員会（要約）

H. Campion （1952, 10, 17, 金曜日 午前）

【(H. Campion "The Statistical Commission of the United Nations", United Nations, "Report and Proceedings of the United Nations International Seminar on Statistical Organization" Statistical papers series M, No 16 (Sales No 1953 XV II 2) 1953, pp 41~42)】

緒言 来年2月、国連統計委員会の第7回会期が開かれる。初会合以来ほぼ6年経つことになる。委員会が誕生してまだ6年にすぎない。しかし官庁統計の作成方法を議論できるなんらかの国際的な中央機関の必要性は、政府が統計の収集を始めて以来つねに必要とされてきた。

このような国際機関の必要性は、ここ約25年のあいだにますます高まってきている。大戦間には、統計専門家委員会が国際連盟によって組織され、非常に重要な仕事をした。

国連統計委員会の創設 1946年に、再出発して国連内に統計委員会の創設を提案する機会が訪れたとき、それまでの統計的事項についての国際協力の過程で得られた経験をもとに、委員会の規約や付託条項が起草された。付託条項を起草した人々は最

初に次の三つの根拠を心にとめていた。

(a)国連事務局内に、委員会にたいして専門的援助を与えることもできる強力な統計機関を設けることが必要である。

(b)必要なあいには、統計的事項についての委員会の勧告が政府の承認を得られることを保証するいくつかの手段がなければならぬ。このための最も好都合な方法は、統計委員会を国連経済社会理事会の機能委員会のひとつにすることである。

(c)もし、委員会の構成員が政府の承認を受けた、世界中のさまざまな国々から選ばれた統計家であるなら、この委員会は国連自体およびその諸機関にたいして統計の問題についての助言を与える恰好の機関となる。

これらの根拠を念頭におきつつ、統計委員会は経済社会理事会の「機能」委員会として1946年に創設された。

付託条項 その付託条項は委員会が次の点で「理事会を補佐する」としている。すなわち「(a)国の統計の発展とそれらの比較可能性の改善をはかること、(b)専門機関の統計作業を調整すること、(c)事務局の中核的統計業務を発展させること、(d)統計情報の

収集、解釈および普及にかかわる一般的諸問題について国連の諸機関に助言を与えること、(e)統計および統計的方法一般の改善を促進すること」。

これら付託条項のそれぞれに関してなされた仕事について、委員会が注目した順序で若干述べておこう。

(1)事務局の中核統計サービスの発展 国連統計局の仕事については、すでにLeonard氏が述べた。

(2)統計情報の収集、解釈および普及に関する一般的問題についての国連諸機関への助言

第一回会期において委員会は、戦時中に散逸してしまった統計情報を、国連が各国から再び収集しはじめるよう保証することを、とくに重要視した。国連および専門機関が国際的な経済的、社会的状況についての包括的な統計を発表していないことについて、現在大きな不満はないように私には思われる。

(3)専門機関の統計作業の調整 統計委員会は、国際機関による作業の重複をできるかぎり排除するための特殊な責任を負っている。しかし委員会はまた、統計の全ての分野にわたって釣合のとれた発展にも大きな関心を払っている。

(4)統計および統計的方法一般の改善 いろいろな種類の統計を集めるさいに用いられる技術的方法を世界中の統計家に教えることが、おそらくは委員会の最も有効な利用方法のひとつであろう。このために、委

員会は技術的手引きを用意することを推奨してきたし、サンプリングについての小委員会を設け、専門家を派遣し、援助を必要とする国々でセミナーを開いてきた。

(5)国の統計の発展とそれらの比較可能性の改善 これがおそらく委員会の最も重要な付託条項であろう。統計家は比較可能な形で統計を作成する努力をし、それに同意しなければならない。委員会は新しい標準についての同意を得、そして国際利用のために統計家から支持をかくとくしてきた。それはまた、いろいろな指数の作成に用いられる技術的方法をも検討してきた。

委員会の構成と組織 委員会は15ヶ国の代表者から構成され、その人数は年によって異なる。それは緊急に何らかの行動がとられるべきであるかどうかを決定するために提起されたいろいろな事柄を討議し、必要なあいには行動の優先順位を議論する。つぎにその結果が、他の諸国から意見を聞くために、メモの形で配布される。さらに、修正されたメモをもとに、決議の草案が作られ、委員会は経済社会理事会にその承認を求める。

統計研究参考資料 No. 1

1976年11月30日

発行所 法政大学日本統計研究所

東京都千代田区富士見 2-17-1

TEL 03-264・9403~04

発行人 喜 多 克 己